がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 新旧対照表 改正後 改正前 第1 日的 第1日的 (略) (略) 第2 がん予防重点健康教育 第2 がん予防重点健康教育 1 種類 1 種類 (略) (略) 2 実施内容 2 実施内容 がん予防重点健康教育は、がん検診を受診することの重要性 に加え、おおむね次に掲げる事項に関し実施する。 に加え、おおむね次に掲げる事項に関し実施する。

なお、次に掲げる事項以外の事項については、「健康増進法 第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業につ いて」(平成20年3月31日付け健発第0331026号厚 生労働省健康局長通知)の別添「健康増進事業実施要領」(以 下「健康増進事業実施要領」という。)の第2の3等に準ずる。

- (1) 胃がんに関する正しい知識並びに胃がんと食生活、喫煙、へ リコバクター・ピロリの感染等との関係の理解等について
- (2)~(5)略
- 3 実施に当たっての留意事項
- (1) 胃がん予防健康教育を実施する場合は、胃がんの予防にお いては、食生活の改善、禁煙、ヘリコバクター・ピロリの除 菌等の一次予防と二次予防(検診)とが共に重要な役割を担 うことから、胃がん検診と緊密な連携が確保された実施体制

がん予防重点健康教育は、がん検診を受診することの重要性

なお、次に掲げる事項以外の事項については、「健康増進法 第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業につ いて」(平成20年3月31日付け健発第0331026号厚 生労働省健康局長通知)の別添「健康増進事業実施要領」(以 下「健康増進事業実施要領」という。)の第2の3等に準ずる。

- (1) 胃がんに関する正しい知識並びに胃がんと食生活及び喫煙等 との関係の理解等について
- (2)~(5)略
- 3 実施に当たっての留意事項
- (1) 胃がん予防健康教育を実施する場合は、胃がんの予防にお いては、食生活の改善や禁煙等の一次予防と二次予防(検診) とが共に重要な役割を担うことから、胃がん検診と緊密な連 携が確保された実施体制を整備するなど、その効率的・効果

を整備するなど、その効率的・効果的な実施に配慮する。

(2)~(5)略

第3 がん検診

- 1 総則
- (1)略
- (2) 実施体制 がん検診の実施体制は、次のとおりとする。
 - ① 略
 - ② 2から7までに規定する検診項目、結果の通知、記録の整備及び事業評価が実施されていること。
 - ③~⑤ 略
- (3)対象者
 - ① 胃がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する50歳以上の者を対象とする。ただし、胃部エックス線検査については、当分の間、40歳以上の者を対象としても差し支えない。
 - ② 子宮頸がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。
 - ③ <u>肺がん検診及び大腸がん検診</u>については、当該市町村の区 域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。
 - ④ 乳がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象とする。

的な実施に配慮する。

(2)~(5)略

第3 がん検診

- 1 総則
- (1) 略
- (2) 実施体制 がん検診の実施体制は、次のとおりとする。
 - ① 略
 - ② 2から7までに規定する検診項目、結果の通知<u>及び記録の</u> 整備が実施されていること。
 - ③~⑤ 略
- (3)対象者

(新規)

- ① <u>胃がん検診、肺がん検診及び大腸がん検診</u>については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。
- ② 乳がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象とする。
- ③ 子宮頸がん検診については、当該市町村の区域内に居住地 を有する20歳以上の女性を対象とする。

⑤ 総合がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を 有する40歳及び50歳の者を対象とする。

(4) 実施回数

① がん検診は、原則として同一人について年1回行う。ただし、<u>胃がん検診、子宮頸がん検診及び乳がん検診</u>については、原則として同一人について2年に1回<u>行う。なお、胃がん検診については、当分の間、胃部エックス線検査を年1回実施</u>しても差し支えない。

前年度受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を 行うとともに、当該年度において受診機会を与える観点から、2年に1回行うがん検診についても、受診機会を必ず毎 年度設けることとし、受診率は、以下の算定式により算定する。

受診率= ((前年度の受診者数) + (当該年度の受診者数) - (前年度及び当該年度における2年連続受 診者数)) / (当該年度の対象者数*) X 1 O O

- *対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。
- ② 総合がん検診を行った者に関しては、1年に1回行うがん 検診については当該年度において、2年に1回行うがん検診

④ 総合がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を 有する40歳及び50歳の者を対象とする。

(4) 実施回数

① がん検診は、原則として同一人について年1回行う。 ただし、<u>乳がん検診及び子宮頸がん検診</u>については、原則 として同一人について2年に1回<u>行い、</u>前年度受診しなかっ た者に対しては、積極的に受診勧奨を<u>行う。また、受診機会</u> は、乳がん検診及び子宮頸がん検診についても、必ず毎年度 設けることとし、受診率は、以下の算定式により算定する。

受診率= ((前年度の受診者数) + (当該年度の受診者数) - (前年度及び当該年度における2年連続受 診者数)) / (当該年度の対象者数*) X 1 0 0

- *対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で算定する。
- ② 総合がん検診を行った者に関しては、<u>胃がん検診、肺がん</u> 検診及び大腸がん検診については当該年度において、乳がん

については当該年度及び次年度において、その実施を要しない<u>ものとする</u>。

- (5)受診指導
 - ①・② 略
 - ③ 実施内容

ア 指導内容

がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を指導する。<u>指導後も精検未受診の者に対しては、再度、受診勧奨を行う。</u>

イ 結果等の把握

医療機関との連携の下、受診の結果等について把握する。特に、検診実施機関とは異なる施設で精密検査を実施する場合、検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めること。また、市町村は、その結果を報告するよう求めること。

なお、個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知)を参照すること。

4.5 略

<u>(6)事業評価</u>

<u>検診及び子宮頸がん検診</u>については当該年度及び次年度に おいて、その実施を要しないものする。

- (5) 受診指導
 - ①・② 略
 - ③ 実施内容

ア 指導内容

がん検診の結果「要精検」と判定された者に対し、医療機関への受診を指導する。(新規)

イ 結果等の把握

医療機関との連携の下、受診の結果等について把握する。(新規)

なお、個人情報の取扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知)を参照すること。

4 • 5 略

(新規)

がん検診の実施に当たっては、科学的根拠に基づく検診を、 受診率向上を含めた適切な精度管理の下で実施することが重 要である。がん検診における事業評価については、平成20 年3月に厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」 がとりまとめた報告書「今後の我が国におけるがん検診事業 評価の在り方について」(以下「報告書」という。)において、 その基本的な考え方を示しているところである。

報告書において、がん検診の事業評価は、一義的にはアウトカム指標としての死亡率により行われるべきであるが、死亡率減少効果が現れるまでに相当の時間を要すること等から、「技術・体制的指標」と「プロセス指標」による評価を徹底し、結果として死亡率減少を目指すことが適当とされた。この「技術・体制的指標」として、「事業評価のためのチェックリスト」及び「仕様書に明記すべき最低限の精度管理項目」が示され、「プロセス指標」として、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率等の許容値が示された。

がん検診の事業評価を行うに当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠である。

なお、報告書の「事業評価のためのチェックリスト」については、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチ

<u>ェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)に置き換</u> えることとする。

- 2 胃がん検診
- (1)検診項目及び各検診項目における留意点

胃がん検診の検診項目は、<u>問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか</u>とする。<u>市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内</u>視鏡検査のいずれかを選択するものとする。

① 問診

問診に当たっては、現在の<u>症状</u>、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

② 胃部エックス線検査

ア・イ (略)

- ウ 撮影の体位及び方法は、<u>日本消化器がん検診学会による「新・胃 X 線撮影法ガイドライン改訂版(2011年)」を参考にすること。</u>
- エ (略)
- オ <u>胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験</u> <u>を有する2名以上の医師によって行い、その結果に応じて、過去に撮影した胃部エックス線写真と比較読影する</u>ことが望ましい。
- ③ 胃内視鏡検査

2 胃がん検診

(1)検診項目

胃がん検診の検診項目は、<u>次に掲げる問診及び胃部エック</u>ス線検査とする。(新規)

① 問診

問診に当たっては、現在の<u>病状</u>、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

② 胃部エックス線検査

ア・イ (略)

ウ 撮影の体位及び方法は、<u>日本消化器がん検診学会の方</u> 式による。

エ (略)

才 (新規)

(新規)

胃内視鏡検査の実施に当たっては、日本消化器がん検診 学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル 2015年度版」(以下「胃内視鏡検診マニュアル」とい う。)を参考にすること。

(2) 結果の通知

検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、 受診者に速やかに通知する。

(3)記録の整備

検診の記録は、氏名<u>、性別</u>、年齢、住所、過去の検診の受 診状況、<u>画像の読影の結果、</u>精密検査の必要性の有無等を記 録する。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、<u>医療機関における確定診断の結果及び</u>治療の状況等を記録する。

<u>(4)</u>事業評価

胃がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、<u>チェックリスト</u>(市町村用)を参考とするなどして、検診の実施

(2) 胃部エックス線写真の読影方法

<u>胃部エックス線写真の読影は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師によって行い、その結果に応じて、過去に撮影した胃部エックス線写真と比較読影することが望ま</u>しい。

(3) 結果の通知

検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、 受診者に速やかに通知する。

<u>(4)</u>記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診の受診状況、 <u>胃部エックス線写真の読影の結果及び</u>精密検査の必要性の有 無等を記録する。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じ て個人票を作成し、治療の状況等を記録する。

<u>(5)</u>事業評価

胃がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理 の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、「今 後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(が 状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、胃がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定及び実施方法等の改善を行う。

また、都道府県は、胃がん部会において、<u>地域がん登録及び全国がん登録を活用するとともに、チェックリスト(都道府県用)</u>を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行う。さらに、チェックリスト(市町村用)の結果を踏まえ、市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

なお、胃がん検診における事業評価の基本的な考え方については、報告書を参照すること。

(5) 検診実施機関

① 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で胃がん 検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト(検診実施 機関用)を参考とするなどして、胃部エックス線検査、胃 内視鏡検査等の精度管理に努める。

②・③ 略

ん検診事業の評価に関する委員会報告書(平成20年3月)。 以下「報告書」という。)の「胃がん検診のための事業評価の ためのチェックリスト(市町村用)」を参考とするなどして、 検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会 及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における 実施体制の整備に努めるとともに、胃がん部会における検討 結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の 選定及び実施方法等の改善を行う。

また、都道府県は、胃がん部会において、<u>地域がん登録を活用し、及び報告書の「胃がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(都道府県用)」</u>を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を<u>行い、</u>市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

なお、胃がん検診における事業評価の基本的な考え方については、報告書を参照すること。

(6) 検診実施機関

- ① 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で胃がん 検診が円滑に実施されるよう、報告書の「胃がん検診のた めの事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)」 を参考とするなどして、胃部エックス線検査の精度管理に 努める。
- ②・③ 略

- ④ 検診実施機関は、<u>画像及び検診結果</u>を少なくとも<u>5年間</u> 保存しなければならない。
- ⑤ 略
- 3 子宮頸がん検診
- (1)検診項目及び各検診項目における留意点

子宮頸がん検診の検診項目は、問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査を行う。

1 問診

問診に当たっては、<u>不正性器出血等の現在の症状、月経及び分娩・妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、</u>過去の検診の受診状況等を聴取する。

<u>②</u> 視診

膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

- ③ 子宮頸部の細胞診
 - ア 子宮頸部の細胞診については子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法によって検体を採取し、迅速に固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。
 - イ 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び 臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。 この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨 床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であ ることが望ましい。

- ④ 検診実施機関は、<u>胃部エックス線写真</u>を少なくとも<u>3年</u>間保存しなければならない。
- ⑤ 略
- 3 子宮頸がん検診
- (1)検診項目
 - ① 子宮頸がん検診の検診項目は、次に掲げる問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査を行う。
 - ア 問診

問診に当たっては、<u>妊娠歴、分娩歴、月経の状況、不</u> 正性器出血等の症状の有無及び過去の検診の受診状況等 を聴取する。

<u>イ</u> 視診

膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

ウ 子宮頸部の細胞診 (細胞採取の方法)

子宮頸部の細胞診については子宮頸管及び膣部表面 の全面擦過法によって検体を採取し、迅速に固定した 後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。 ウ 子宮頸部の細胞診の結果を、ベセスダシステムによって分類した上で、精密検査の必要性の有無を決定し、速やかに検査を依頼した者に通知する。 なお、検体が不適正であった場合には、再度子宮頸部の細胞診を実施する。

4) 内診

双合診を実施する。

(2) 結果の通知

<u>検診の結果については、</u>精密検査の必要性の有無を附し、 受診者に速やかに通知する。

(3)記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診の受診状況、 子宮頸部の細胞診の結果、精密検査の必要性の有無等を記録

工 内診

双合診を実施する。

(2)子宮頸部の細胞診の実施

- ① 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床 検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合 において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認 定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。
- ② 子宮頸部の細胞診の結果は、ベセスダシステムによって 分類し、精密検査の必要性の有無を決定し、速やかに検査 を依頼した者に通知する。

なお、検体が不適正であった場合には、再度子宮頸部の 細胞診を実施する。

(3) 結果の通知

<u>子宮頸がん検診の結果については</u>精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知する。

(4)記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診の受診状況、 子宮頸部の細胞診の結果、子宮頸部の精密検査の必要性の有 する。

また、受診指導の記録を<u>併せて</u>整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、<u>医療機関における確定診断の結果、</u>治療の状況等を記録する。

(4)事業評価

子宮頸がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、<u>チェックリスト(市町村用)</u>を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、子宮がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定や実施方法等の改善を行う。

また、都道府県は、子宮がん部会において、<u>地域がん登録及び全国がん登録を活用するとともに、チェックリスト(都道府県用)</u>を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行う。さらに、チェックリスト(市町村用)の 結果を踏まえ、市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

なお、子宮頸がん検診における事業評価の基本的な考え方 については、報告書を参照すること。

(5)検診実施機関

無等を記録する。

また、受診指導の記録を<u>合わせて</u>整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、治療の状況等を記録する。

(5)事業評価

子宮頸がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、報告書の「子宮頸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(市町村用)」を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、子宮がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定や実施方法等の改善を行う。

また、都道府県は、子宮がん部会において、<u>地域がん登録を活用し、及び報告書の「子宮頸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(都道府県用)」</u>を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を<u>行い、</u>市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

なお、子宮頸がん検診における事業評価の基本的な考え方 については、報告書を参照すること。

(6)検診実施機関

① 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で子宮頸がん検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト(検診 実施機関用)を参考とするなどして、細胞診等の精度管理に努める。

②・③ 略

- ④ 検診実施機関は、検体及び検診結果を少なくとも<u>5</u>年間 保存しなければならない。
- ⑤ 略

(6)その他

問診の結果、最近6月以内に、不正性器出血(一過性の少量の出血、閉経後出血等)、月経異常(過多月経、不規則月経等)及び褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、子宮体がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。

ただし、引き続き子宮体部の細胞診(子宮内膜細胞診)を 実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸がん 検診と併せて引き続き、別紙の3(1)を参考に子宮体部の 細胞診を行う。

4 肺がん検診

(1)検診項目<u>及び各検診項目における留意点</u>

肺がん検診の検診項目は、質問(医師が立ち会っており、

- ① 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で子宮頸がん検診が円滑に実施されるよう、報告書の「子宮頸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)」を参考とするなどして、細胞診等の精度管理に努める。
- 2・3 略
- ④ 検診実施機関は、検体及び検診結果を少なくとも<u>3</u>年間 保存しなければならない。
- ⑤ 略

<u>(7)</u>その他

問診の結果、最近6月以内に、不正性器出血(一過性の少量の出血、閉経後出血等)、月経異常(過多月経、不規則月経等)及び褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、子宮体がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。

ただし、引き続き子宮体部の細胞診(子宮内膜細胞診)を 実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸がん 検診と併せて引き続き子宮体部の細胞診を行う。

4 肺がん検診

(1)検診項目

肺がん検診の検診項目は、次に掲げる質問(医師が立ち会

かつ医師が自ら対面により行う場合において、①の「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とし、喀痰細胞診は、質問の結果、<u>別紙の1</u>(1)①に定める対象者に該当することが判明した者に対し行う。

- ① 略
- ② 胸部エックス線検査ア・イ (略)
 - ウ 胸部エックス線写真については、2名以上の医師(このうち1名は、十分な経験を有すること。)が読影する。 またその結果によっては、過去に撮影した胸部エックス 線写真と比較読影することが望ましい。
- ③ 喀痰細胞診
 - ア 質問の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に対し、<u>別</u> 紙の1(1)②に定めるとおり、喀痰を採取及び処理する。
 - <u>イ</u> 採取した喀痰 (細胞) は、固定した後、パパニコロウ 染色を行い顕微鏡下で観察する。
 - ウ 検体の顕微鏡検査については、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関が行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが

っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、① の「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とし、喀痰細胞診は、質問の結果、<u>別紙2</u>(1)①に定める対象者に該当することが判明した者に対し行う。

- ① 略
- ② 胸部エックス線検査ア・イ (略)

③ 喀痰細胞診<u>(喀痰採取の方法)</u>

- ア 質問の結果、喀痰細胞診の対象とされた者に対し、<u>喀</u> 痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。
- イ 喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の蓄痰 又は3日の連続採痰とする。
- <u>ウ</u> 採取した喀痰 (細胞) は、固定した後、パパニコロウ 染色を行い顕微鏡下で観察する。

(2)胸部エックス線写真の読影方法

胸部エックス線写真は、2名以上の医師(このうち1名は、 十分な経験を有すること。)によって読影し、その結果に応

望ましい。

また、同一検体から作成された2枚以上のスライドに ついては、2名以上の技師がスクリーニングする。

工 専門的検査機関は、細胞診の結果について、速やかに 検査を依頼した者に通知する。

(2) 結果の通知

検診の結果については、医師が総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を<u>附し</u>、市町村ないし検診実施機関等から 受診者に速やかに通知する。

(3)記録の整備

検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、過去の検診の受診状況、<u>画像</u>の読影の結果、喀痰細胞診の結果、精密検査の必要性の有無等を記録する。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果及び治

じて、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。

(3) 喀痰細胞診の実施

① 検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は、日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士であることが望ましい。

また、同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2 名以上の技師によりスクリーニングする。

② 専門的検査機関は、細胞診の結果について、速やかに検査を依頼した者に通知する。

(4) 結果の通知

検診の結果については、<u>質問、胸部エックス線写真の読影</u>の結果及び喀痰細胞診の結果を医師が総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、市町村ないし検診実施機関等から受診者に速やかに通知する。

(5) 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診の受診状況、 胸部エックス線写真の読影の結果、喀痰細胞診の結果及び精 密検査の必要性の有無等を記録する。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果及び治

療の状況等を記録する。

(4)事業評価

肺がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、<u>チェックリスト(市町村用)</u>を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、肺がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定及び実施方法等の改善を行う。

また、都道府県は、肺がん部会において、<u>地域がん登録及</u>び全国がん登録を活用するとともに、チェックリスト(都道府県用)を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行う。さらに、チェックリスト(市町村用)の結果を踏まえ、市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

なお、肺がん検診における事業評価の基本的な考え方については、報告書を参照すること。

(5)検診実施機関

療の状況等を記録する。

さらに、精密検査の結果がんと診断された者については、 必ず個人票を作成し、組織型、臨床病期及び治療の状況(切 除の有無を含む。)等について記録する。

(6)事業評価

肺がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、報告書の「肺がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(市町村用)」を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、肺がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定及び実施方法等の改善を行う。

また、都道府県は、肺がん部会において、<u>地域がん登録を</u>活用し、及び報告書の「肺がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(都道府県用)」を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行い、市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

なお、肺がん検診における事業評価の基本的な考え方については、報告書を参照すること。

<u>(7)</u>検診実施機関

① 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で肺がん 検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト(検診実施 機関用)を参考とするなどして、胸部エックス線検査及び 喀痰細胞診等の精度管理に努める。

②~④ 略

⑤ <u>検診実施機関は、画像や検体及び検診結果を</u>少なくとも 5年間保存しなければならない。

ただし、65歳以上を対象者とする胸部エックス線写真 については、結核健診の実施者において保存する。

6 • 7 略

(6) その他

質問の結果、最近6月以内に血痰のあったことが判明した者に対しては、肺がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。

喫煙の肺がん発生に対する寄与率は高く、一次予防としての喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の啓発普及は極めて重要である。このため、肺がん検診及び肺がん予防健康教育等の場を利用するとともに、必要な者に対しては、健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項に基づく喫煙者個別健康教育を実施し、禁煙に関する指導を推進する。禁煙に関する指導については、短時間での支援も有

① 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で肺がん検診が円滑に実施されるよう、報告書の「肺がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)」を参考とするなどして、胸部エックス線検査及び<u>喀痰細胞</u>診の精度管理に努める。

2~4 略

⑤ <u>胸部エックス線写真や喀痰細胞診に係る検体及び検診結果は、</u>少なくとも<u>3年間</u>保存しなければならない。

ただし、65歳以上を対象者とする胸部エックス線写真 については、結核健診の実施者において保存する。

6 • 7 略

(8) その他

質問の結果、最近6月以内に血痰のあったことが判明した者に対しては、肺がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。

喫煙の肺がん発生に対する寄与率は高く、一次予防としての喫煙等の指導及び肺がんに関する正しい知識等の啓発普及は極めて重要である。このため、肺がん検診及び肺がん予防健康教育等の場を利用するとともに、必要な者に対しては、健康増進法(平成14年法律第103号)第17条第1項に基づく喫煙者個別健康教育を実施し、禁煙に関する指導を推進する。禁煙に関する指導については、短時間での支援も有

効であるとの報告もあることから、「禁煙支援マニュアル (第二版)」を活用するなどして、効率的な実施を図る。また、若年層に対しても、積極的に禁煙及び防煙に関する指導並びに肺がんに関する正しい知識等の啓発普及を図るなど、防煙・禁煙・分煙にわたる総合的なたばこ対策の推進を図るよう努める。

5 乳がん検診

(1)検診項目及び各検診項目における留意点

乳がん検診の検診項目は、<u>問診</u>及び乳房エックス線検査 (マンモグラフィをいう。以下同じ。)とする。

なお、<u>視診及び触診(以下「視触診」という。)は推奨しないが、仮に実施する場合は、乳房エックス線検査と併せて実施すること。</u>

① 問診

問診に当たっては、<u>現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴</u>、過去の検診の受診状況等を聴取する。

効であるとの報告もあることから、「禁煙支援マニュアル(第 二版)」を活用するなどして、効率的な実施を図る。また、若 年層に対しても、積極的に禁煙及び防煙に関する指導並びに 肺がんに関する正しい知識等の啓発普及を図るなど、防煙・ 禁煙・分煙にわたる総合的なたばこ対策の推進を図るよう努 める。

5 乳がん検診

(1) 検診項目

乳がん検診の検診項目は、<u>次に掲げる問診、視診、触診</u>及 び乳房エックス線検査(マンモグラフィをいう。以下同じ。) とする。

なお、乳房エックス線写真の読影と視診及び触診(以下「視触診」という。)は、原則として同時に実施する。ただし、 乳房エックス線撮影装置を搭載した検診車による乳がん検 診を実施し、及び乳房エックス線写真の二重読影を実施する 場合は、この限りでない。

① 問診

問診に当たっては、<u>乳がんの家族歴、既往歴、月経及び</u> 妊娠等に関する事項、乳房の状態、過去の検診の受診状 況等を聴取する。

② 視診

乳房、乳房皮膚、乳頭及び腋窩の状況を観察する。

③ 触診

② 乳房エックス線検査

ア 別紙の<u>2(1)②ア</u>に規定する基準に適合した実施機 関において、両側乳房について、内外斜位方向撮影を行 う。

イ・ウ (略)

(2) 結果の通知

検診の結果については、<u>精密検査の必要性の有無を附し、</u> 受診者に速やかに通知する。

(3)記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診の受診状況、 画像の読影の結果(視触診を実施した場合は、視触診の結果 を含む)、精密検査の必要性の有無等を記録する。

また、受診指導の記録を<u>併せて</u>整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果及び治療の状況等を記録する。

(4) 事業評価

乳がん検診の実施に当たっては、<u>適切な方法</u>及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、<u>チェックリスト(市町村用)</u>を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制

乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行う。

④ 乳房エックス線検査

ア 別紙の<u>3の(1)の④のア</u>に規定する基準に適合した 実施機関において、両側乳房について、内外斜位方向撮 影を行う。

イ・ウ (略)

(2) 結果の通知

検診の結果については、<u>問診、乳房エックス線検査の結果</u> 及び視触診の結果を総合的に判断して、精密検査の必要性の 有無を決定し、受診者に速やかに通知する。

(3)記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診の受診状況、 <u>乳房エックス線検査の結果、視触診の結果及び</u>精密検査の必 要性の有無等を記録する。

また、受診指導の記録を<u>合わせて</u>整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果及び 治療の状況等を記録する。

(4) 事業評価

乳がん検診の実施に当たっては、特に乳房エックス線検査など、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、報告書の「乳がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(市町村用)」を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、

の整備に努めるとともに、乳がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定及び 実施方法等の改善を行う。

また、都道府県は、乳がん部会において、<u>地域がん登録及び全国がん登録を活用するとともに、チェックリスト(都道府県用)</u>を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行う。さらに、チェックリスト(市町村用)の結果を踏まえ、市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

なお、乳がん検診における事業評価の基本的な考え方については、報告書を参照すること。

(5) 検診実施機関

① <u>検診実施機関は、</u>適切な方法及び精度管理の下で乳がん 検診が円滑に実施されるよう、<u>チェックリスト(検診実施</u> 機関用)を参考とするなどして、<u>乳房エックス線検査等</u>の 精度管理に努める。

2・3 略

- ④ 検診実施機関は、<u>画像</u>及び検診結果を少なくとも<u>5年間</u> 保存しなければならない。
- ⑤ 略

地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、乳がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診 実施機関の選定及び実施方法等の改善を行う。

また、都道府県は、乳がん部会において、<u>地域がん登録を</u>活用し、及び報告書の「乳がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(都道府県用)」を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を<u>行い、</u>市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

なお、乳がん検診における事業評価の基本的な考え方については、報告書を参照すること。

(5) 検診実施機関

- ① <u>乳がん検診のうち特に乳房エックス線検査を行う検診実施機関は、</u>適切な方法及び精度管理の下で乳がん検診が円滑に実施されるよう、<u>報告書の「乳がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)」</u>を参考とするなどして、<u>乳房エックス線写真の撮影及び読影等</u>の精度管理に努める。
- 2・3 略
- ④ 検診実施機関は、<u>乳房エックス線写真</u>及び検診結果を少なくとも3年間保存しなければならない。
- ⑤ 略

(6) その他

乳がんは、日常の健康管理の一環としての自己触診によって、しこり(腫瘤)に触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合がある。このため、検診の場で受診者に対し、乳がん検診を定期的に受診することの重要性だけでなく、乳がんの自己触診の方法、しこりに触れた場合の速やかな医療機関への受診、その際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について啓発普及を図るよう努める。

6 大腸がん検診

<u>(1)検診項目及び各検診項目における留意点</u>

大腸がん検診の検診項目は、問診及び便潜血検査とする。 (1・2) 略

(6) その他

乳がんは、日常の健康管理の一環としての自己触診によって、しこり(腫瘤)に触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合がある。このため、検診の場で受診者に対し、<u>乳房エックス線検査による</u>乳がん検診を定期的に受診することの重要性だけでなく、乳がんの自己触診の方法、しこりに触れた場合の速やかな医療機関への受診、その際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について啓発普及を図るよう努める。

6 大腸がん検診

(1)検診計画の策定等

大腸がん検診の実施に当たっては、精密検査の実施体制が整っていることが不可欠である。このため、市町村は、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議の上、地域医療機関の大腸精密検査対応能力を勘案し、検診計画を策定する。

また、大腸がん部会は、市町村が策定した検診計画について、検診が円滑に実施されるよう広域的な見地から医師会、 検診実施機関及び精密検査機関等関係者と調整を行う。

(2)検診項目

大腸がん検診の検診項目は、<u>次に掲げる</u>問診及び便潜血検査とする。

①・② 略

(2)検診結果の区分

大腸がん検診の結果は、問診の結果を参考として、免疫便 潜血検査の結果により判断し、「便潜血陰性」及び「要精検」 に区分する。

(3) 結果の通知

検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、 受診者に速やかに通知する。

(4)記録の整備

検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、過去の検診の受 診状況、検診結果、精密検査の必要性の有無等を記録する。

また、<u>受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じ</u>個人票を作成し、<u>医療機関における確定診断の結果及び治療</u>の状況等を記録する。

<u>(5)</u>事業評価

大腸がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、 <u>チェックリスト(市町村用)</u>を参考とするなどして、検診の 実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検 診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体 制の整備に努めるとともに、大腸がん部会における検討結果 を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定

(3)検診結果の区分

大腸がん検診の結果は、問診の結果を参考として、免疫便 潜血検査の結果により判断し、「便潜血陰性」及び「要精検」 に区分する。

(4) 結果の通知

検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、 受診者に速やかに通知する。

(5) 記録の整備

検診の記録は、氏名、性別、年齢、住所、過去の検診の受診状況、<u>受診指導の記録、検診結果、精密検査の必要性の有無、精密検査受診の有無及び精密検査の確定診断の結果等</u>を記録する。

また、<u>必要に応じ</u>個人票を作成し、<u>これらの情報について</u> <u>整理するほか、治療の状況及び予後その他必要な事項につい</u> ても記録する。

<u>(6)</u>事業評価

大腸がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、報告書の「大腸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(市町村用)」を参考とするなどして、検診の実施状況を把握する。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、大腸がん部会における検討結果を踏まえ、

及び実施方法等の改善を行う。

また、都道府県は、大腸がん部会において、<u>地域がん登録</u> 及び全国がん登録を活用するとともに、チェックリスト(都 道府県用)を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の 実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から 検討を行う。さらに、チェックリスト(市町村用)の結果を 踏まえ、市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対す る指導を行う。

なお、大腸がん検診における事業評価の基本的な考え方については、報告書を参照すること。

(6)検診実施機関

① 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で大腸がん検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト(検診実施機関用)を参考とするなどして、便潜血検査等の精度管理に努める。

②~④ 略

- ⑤ 検診実施機関は、検診結果を少なくとも<u>5</u>年間保存しなければならない。
- ⑥ 略

(7) その他

① 大腸がん検診は、精密検査の受診率が他のがん検診に比べて低いことから、市町村は、その向上のため、精密検査

その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定及び実施方法等の改善を行う。

また、都道府県は、大腸がん部会において、<u>地域がん登録を活用し、及び報告書の「大腸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(都道府県用)」</u>を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を<u>行い、</u>市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行う。

なお、大腸がん検診における事業評価の基本的な考え方に ついては、報告書を参照すること。

(7) 検診実施機関

① 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で大腸がん検診が円滑に実施されるよう、報告書の「大腸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)」を参考とするなどして、便潜血検査等の精度管理に努める。

②~④ 略

- ⑤ 検診実施機関は、検診結果を少なくとも<u>3</u>年間保存しなければならない。
- ⑥ 略

(8)精密検査等

① <u>大腸がん検診において「要精検」とされた者については、</u> 必ず精密検査を受診するよう、全ての検診受診者に周知す <u>の実施体制の整備を図るとともに、大腸がん検診において「要精検」とされた者については、</u>必ず精密検査を受診するよう、全ての検診受診者に周知する。

なお、その際には、精密検査を受診しないことにより、 大腸がんによる死亡の危険性が高まるなどの科学的知見 に基づき、十分な説明を行う。

- ② 略
- ③ 精密検査の第一選択は、全大腸内視鏡検査とする。全大 腸内視鏡検査を行うことが困難な場合は、S状結腸内視鏡 検査と注腸エックス線検査(二重造影法)の併用による精 密検査を実施する。

ただし、その実施に当たっては、十分な精度管理の下で、 注腸エックス線検査の専門家により実施する。

<u>便潜血検査のみによる精密検査は、大腸がんの見落とし</u> の増加につながることから、行わない。

- 7 総合がん検診
- (1)~(3)略
- (4) その他

「結果の通知」、「<u>記録の整備」、「事業評価」、「検診実施機関」</u> 等については、2から6までの定めるところに準じて行う。

8 その他

る。

なお、その際には、精密検査を受診しないことにより、 大腸がんによる死亡の危険性が高まるなどの科学的知見 に基づき、十分な説明を行う。

- ② 略
- ③ 大腸がん検診の実施に当たっては、精密検査の実施体制 が整っていることが不可欠であり、精密検査の第一選択 は、全大腸内視鏡検査とする。
- ④ 精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難な場合に おいては、S状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査(二 重造影法)の併用による精密検査を実施する。

ただし、その実施に当たっては、十分な精度管理の下で、 注腸エックス線検査の専門家により実施する。

- ⑤ 便潜血検査のみによる精密検査は、大腸がんの見落とし の増加につながることから、行わない。
- 7 総合がん検診
- (1)~(3)略
- (4) その他

「結果の通知」、「<u>記録の整備」及び「検診実施機関」</u>等については、2から6までの定めるところに準じて行う。

8 その他

$(1) \cdot (2)$	2)略
-----------------	-----

(3) <u>肺がん検診、乳がん検診及び子宮体部の細胞診</u>の実施上の留意事項は、別紙のとおりとする。

(1) • (2) 略

(3) 子宮体部の細胞診、肺がん検診及び乳がん検診の実施上の留意事項は、別紙のとおりとする。

改正後	改正前
(別紙)がん検診等実施上の留意事項	(別紙)がん検診実施上の留意事項
<u>1</u> 肺がん検診	<u>2</u> 肺がん検診
(1) 喀痰細胞診の実施	(1)喀痰細胞診の実施
① 略	① 略
② 喀痰の採取及び処理の方法	② <u>喀痰採取の方法</u>
ア~ウ (略)	ア〜ウ (略)
③ 略	③ 略
(2)・(3)略	(2)・(3)略
(4)指導区分等	(4)指導区分等
① 指導区分は、「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ	指導区分は、「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ
次の指導を行う。	次の指導を行う。
<u>ア</u> 「要精検」と区分された者	<u>①</u> 「要精検」と区分された者
医療機関において精密検査を受診するよう指導する。	医療機関において精密検査を受診するよう指導する。
<u>イ</u> 「精検不要」と区分された者	② 「精検不要」と区分された者

翌年の検診の受診を勧めるとともに、禁煙等日常生活上の注意を促す。

なお、指導区分の決定及び精度管理等については、「肺癌 集団検診の手びき」(日本肺癌学会集団検診委員会編)等を 参考とすること。

また、胸部エックス線写真の読影の結果、結核等肺がん以外の疾患が考えられる者については、受診者に適切な指導を行うとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第53条の2第3項に規定する定期の健康診断等の実施者又は医療機関に連絡する等の体制を整備すること。

② 精密検査の結果がんと診断された者については、必ず個人票を作成し、組織型、臨床病期及び治療の状況(切除の有無を含む。)等について記録する。

また、がんが否定された者についても、その後の経過を把握し、追跡することのできる体制を整備することが望ましい。

<u>(5)</u>肺がん検診に用いる胸部エックス線写真 65歳以上の対象者については、次の点に留意する。

①~③ 略

- 2 乳がん検診
- (1)乳がん検診の実施
 - ① 乳がん検診の実施方式

翌年の検診の受診を勧めるとともに、禁煙等日常生活上の注意を促す。

なお、指導区分の決定及び精度管理等については、「肺 癌集団検診の手びき」(日本肺癌学会集団検診委員会編) 等を参考とすること。

また、胸部エックス線写真の読影の結果、結核等肺がん以外の疾患が考えられる者については、受診者に適切な指導を行うとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第53条の2第3項に規定する定期の健康診断等の実施者又は医療機関に連絡する等の体制を整備すること。

(5) 記録の整備

精密検査の結果がんと診断された者については、必ず個人票を作成し、組織型、臨床病期及び治療の状況(切除の有無を含む。)等について記録する。

また、がんが否定された者についても、その後の経過を把握し、追跡することのできる体制を整備することが望ましい。

(6) 肺がん検診に用いる胸部エックス線写真

65歳以上の対象者については、次の点に留意する。

①~③ 略

- 3 乳がん検診
- (1)乳がん検診の実施
 - ① 乳がん検診の実施方式

<u>乳がん検診の実施方法</u>を定めるに当たっては、受診者の利便性に配慮するとともに、検診の結果を速やかに受診者に通知するなど、検診の円滑かつ適切な実施に支障をきたすことのないよう努める。

<u>視触診は推奨しないが、仮に視触診を実施する場合は、乳房</u> エックス線検査と併せて実施する。

② 乳房エックス線検査の留意点

ア実施機関の基準

乳房エックス線撮影の実施機関は、当該検査を実施するに 適格な撮影装置(原則として日本医学放射線学会の定める仕 様基準を満たし、少なくとも適切な線量及び画質基準を満た す必要があること。)を備える。

なお、日本乳がん検診精度管理中央機構(日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会、日本医学物理学会、日本乳腺甲状腺超音波医学会、日本超音波医学会及び日本超音波検査学会により構成される委員会をいう。以下同じ。)が開催する乳房エックス線検査に関する講習会又はこれに準ずる講習会を修了した診療放射線技師が乳房撮影を行うことが望まし

<u>乳房エックス線検査の実施に当たっては、原則として乳房エ</u>ックス線写真の読影を行いながら、視触診を実施する。

<u>ただし、同時に実施するのは、第3の5の(1)の④のウの</u> 2名の二重読影を行う者のうち、1名で差し支えない。

なお、実施方法を定めるに当たっては、受診者の利便性に配慮するとともに、検診の結果を速やかに受診者に通知するなど、検診の円滑かつ適切な実施に支障をきたすことのないよう努める。

(新規)

② 視診の留意点

視診に当たっては、乳房の対象性(大きさ及び形)、乳房皮膚の陥凹、膨隆、浮腫、発赤、乳頭陥凹及び乳頭びらんの有無について観察する。

③ 触診の留意点

触診は、指腹法及び指先交互法等により、両手で乳房の内側から外(又は外側から内側)に、かつ、頭側から尾側に向かって乳房を軽く胸壁に向かって圧迫するように行う。

ア~ウ(略)

④ 乳房エックス線検査の留意点

ア 実施機関の基準

乳房エックス線撮影の実施機関は、当該検査を実施するに 適格な撮影装置(原則として日本医学放射線学会の定める仕 い。

イ (略)

ウ 乳房エックス線写真の読影について

読影室の照度やシャウカステンの輝度に十分配慮する等 <u>読影環境を整えた上で、</u>十分な経験を有する医師(日本乳が ん検診精度管理中央機構が開催する読影講習会又はこれに 準ずる講習会を修了していることが望ましい。以下同じ。) による読影を行うことを原則とする。

また、2名以上の医師(このうち1名は、十分な経験を有すること。)が同時に又はそれぞれ独立して読影する。

なお、読影結果の判定は、乳房の左右の別ごとに行う。

エ・オ (略)

③ 視診を実施する場合の留意点

視診に当たっては、乳房の対象性(大きさ及び形)、乳房皮膚の陥凹、膨隆、浮腫、発赤、乳頭陥凹及び乳頭びらんの有無について観察する。

④ 触診を実施する場合の留意点

触診は、指腹法及び指先交互法等により、両手で乳房の内側から外(又は外側から内側)に、かつ、頭側から尾側に向かって乳房を軽く胸壁に向かって圧迫するように行う。

ア~ウ(略)

(2) 指導区分等

① 指導区分は、「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ

様基準を満たし、少なくとも適切な線量及び画質基準を満た す必要があること。)を備える。

なお、日本乳がん検診精度管理中央機構(<u>日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会及び日本医学物理学会</u>により構成される委員会をいう。以下同じ。)が開催する乳房エックス線検査に関する講習会又はこれに準ずる講習会を修了した診療放射線技師が乳房撮影を行うことが望ましい。

イ (略)

ウ 乳房エックス線写真の読影について

読影室の照度やシャウカステンの輝度に十分配慮する等 読影環境を整えた上で、視触診と同時併用で読影を行い、更 に十分な経験を有する医師(日本乳がん検診精度管理中央機 構が開催する読影講習会又はこれに準ずる講習会を修了し ていることが望ましい。以下同じ。)による読影を行うこと を原則とする。

また、<u>視触診と同時併用で読影を行うことができない場合においても、</u>2名以上の医師(このうち1名は、十分な経験を有すること。)が同時に又はそれぞれ独立して読影する。なお、読影結果の判定は、乳房の左右の別ごとに行う。

エ・オ(略)

(2) 指導区分等

指導区分は、「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ次

次の指導を行う。

- <u>ア</u> 「要精検」と区分された者 医療機関において精密検査を受診するよう指導する。
- <u>イ</u> 「精検不要」と区分された者 次回の検診の受診を勧めるとともに、日常の健康管理の 一環として乳房の自己触診に関する指導を行う。
- ② 精密検査の結果がんと診断された者については、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果及び治療の状況等について記録する。

また、がんが否定された者についても、その後の経過を把握し、追跡することのできる体制を整備することが望ましい。

- 3 子宮体部の細胞診
- (1)子宮体部の<u>細胞診を実施する場合の留意点</u>
 - ①~③ 略
- (2)略

の指導を行う。

- ① 「要精検」と区分された者 医療機関において精密検査を受診するよう指導する。
- ② 「精検不要」と区分された者 次回の検診の受診を勧めるとともに、日常の健康管理の 一環として乳房の自己触診に関する指導を行う。

<u>(3)記録の整備</u>

精密検査の結果がんと診断された者については、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果及び治療の状況等について記録する。

また、がんが否定された者についても、その後の経過を把握し、 追跡することのできる体制を整備することが望ましい。

- 1 子宮体部の細胞診
- (1)子宮体部の<u>細胞診の実施</u>
 - ①~③ 略
- (2)略